

きりゅう 市議会だより

平成23年2月1日

No.221



梨木の氷柱（黒保根町宿廻）

平成22年第4回定例会は、11月30日(火)に招集され、12月17日(金)までの18日間の会期で開かれました。

この定例会では、市長提出議案25件の審議を行い、それぞれ可決、同意または異議ない旨回答いたしました。

また、議員提出議案6件の審議を行い、条例案1件、決議案1件および意見書案1件を可決しました。

主な掲載記事

- 一般質問…………… 2～5
- 主な議案、請願の審査結果…………… 6
- 講演会を開催します…………… 6
- 決議、意見書…………… 7
- 桐生市議会議員政治倫理条例…………… 8

一般質問

12月15日(水)・16日(木)・17日(金)の3日間にわたり、21人の議員が一般質問を行い、市政全般にわたる問題について、市当局の見解を求めました。

※氏名の後のカッコ内は所属党派名(無党派は、会派に属さない議員)

質問者

(生) 桐生会
(愛) 新政治会
(新) クラブ21
(愛) 桐生会
(日) 日本共産党
(桐) 桐新クラブ
(ク) クラブ21
(愛) 桐生会
(公) 公明クラブ
(新) 新政会
(ク) クラブ21
(日) 日本共産党
(新) 新政会
(桐) 桐新クラブ
(日) 日本共産党
(新) 新政会
(新) 新政会
(公) 公明クラブ
(無) 無党派
(新) 新政会

生 会
政 会
21
生 会
産 党
新 クラブ
21
生 会
明 クラブ
政 会
21
産 党
政 会
新 クラブ
産 党
政 会
政 会
明 クラブ
派 会
政 会

司 夫 始 大 人 一 江 二 二 雄 彦 俊 一 文 三 蔵 雄 子 宣 利 雄
恵 達 享 博 賢 芳 淳 照 光 泰 重 忠 崇 恵 米 幸 秀 正 定 幸
木 井 井 山 久 滝 野 田 東 田 井 島 沢 田 藤 井 口 野 谷
荒 新 河 森 津 福 小 野 周 福 井 笹 田 相 園 中 佐 石 寺 星 瀬

桐生の観光

荒木 恵司 (愛・桐生)

質問 観光ボランティアスクールの受講者の活用は。

答弁 講座の受講者は計百五十二人、平均年齢は五十四歳となっている。今後は、観光ボランティアガイドとして、観光客に対しおもてなしの心を持って接していただけるよう考えている。

質問 桐生市の山をめぐる「ハイキングガイドマップ」において、時刻表を掲載する考えは。

答弁 おりひめバスを利用して出発地まで行く登山者にとって、利便性が向上するので、早急に対応すべく検討したい。
(吾妻山ハイキングコース)



高齢化社会

河原井 始 (クラブ21)

質問 桐生市を、高齢者が住むモデル地区にする考

(市役所)

えは。

答弁 地域社会や家族の絆が希薄になった現在、もう一度地域全体で高齢者を支えることのできる体制づくりが必要不可欠であると考える。

質問 理想の高齢化社会を築くためのプロジェクトチーム結成の考えは。

答弁 来年度作成予定の「高齢者保健福祉計画」を協議する高齢者施策推進協議会は、様々な分野の専門家や経験者、公募委員など二十人程度で組織する予定である。



過疎地域自立促進計画

新井 達夫 (新政会)

質問 黒保根町の公営住宅の建て替えや、定住促進住宅建設の考えは。

答弁 現在、桐生市新住宅マスタープランを作成中であり、市内全域の住宅施策について取りまとめを行っている中で、その中で黒保根町の特徴を生かした住宅施策となるよう協議していきたい。

質問 栗生神社や医光寺への市道の改修の考えは。

答弁 市道や林道事業で

(黒保根町の公営住宅)



の整備を実施しているが、地域住民の生活道路としての確保や、観光道路としての位置付けを踏まえ、総合的に検討していきたい。

学級崩壊

森山 亨大 (愛・桐生)

質問 市内小中学校における学級崩壊の発生件数は。

答弁 平成二十二年度に学級崩壊の状況が見られた学級は、三校三学級である。

質問 学級崩壊に対する取り組みは。

答弁 学級内に混乱を生じさせないような学級担任の指導力の向上。また、混乱した場合、全教職員による支援体制と保護者や地域の連携協力により改善にあたるのが重要である

と考えている。市教育委員会も、状況を正確に把握し、学校と連携を取りながら必要な対策について速やかに対応したい。

(市内の学校)



住宅リフォーム助成制度

津布久 博人（日本共産党）

質問 県内でも実施している自治体があるが、桐生市で実施する考えは。

答弁 今後いろいろな施策を考える中で、検討項目になりうると考えている。

質問 制度を実施した場合の経済波及効果は。

答弁 岩手県宮古市を参考に試算すると、事業に必要な予算額は約七億七千万円。経済波及効果は、その四倍ほどになると認識しているが、桐生市では、住宅



桐生織塾の現況

小野田 淳二（愛・桐生）

質問 織塾への支援は。

答弁 平成二年に創作工（桐生織塾）

リフォームに対するさまざまな助成制度や、市内企業に対する経済波及効果を踏まえた公共事業の発注を実施している。

（市役所）



危機管理体制の確立

福島 賢一（桐新クラブ）

質問 防災体制の確立には、個人、地域、行政それぞれの役割を踏まえた自助、公助の精神が必要不可欠だが、市民への周知は。

答弁 国・県・大学と連携した研究会による講演会や地区懇談会、地区防災訓練などを通じ、市民の防災意識の醸成に努めている。

質問 専門職員育成のため「人と防災未来センター」へ職員を派遣する考えは。

答弁 選択肢の一つとして今後検討したい。

（災害救助訓練）



資源ごみ回収の拡大

小滝 芳江（クラブ21）

質問 桐生市の資源ごみリサイクル率は。（リサイクルセンター）

答弁 平成二十年度実績では十一・六パーセントであり、県平均十五・一パーセント、全国平均十八・九パーセントを下回る状況だ。

質問 雑紙の分別回収を拡大すべきと考えるが。

答弁 境野・菱地区のモデル収集実績は年間約二十二トン。これを全市に拡大すると年間約三百十三トンの収集量が見込まれ、燃えるごみの減量と資源化が図られることになる。今後、廃棄物減量等推進審議会の意見を伺いながら全市への拡大に取り組んでいきたい。



観光資源の利活用

福田 光雄（新政会）

質問 桐生の長い歴史と文化から生まれた豊富な観光資源の利活用について、現況と今後の方向性は。

答弁 交流人口の増加による地域の活性化に向け、本町一・二丁目の歴史的伝統的建造物群や指定文化財、八木節、からくり人形芝居や豊かな自然などを素材とする「桐生観光」を新たな産業に位置づけ、各種報道機関への情報提供に努めている。知名度の低いことが

（からくり人形）



房第一号として認定されて以来、工房推進協議会を通じて、土地建物の借り上げや光熱水費など諸経費の面で支援している。

質問 織塾の日常的な活動内容と反響は。

答弁 塾生による創作活動が中心だが、織物資料の収集や企画展なども行っている。報道への取材協力やネット情報の発信にも積極的であり、国内外の織物研究者や芸術家、創作体験を望む観光客なども訪れ、織塾が育てた技術や知識、人脈が注目を集めている。

文化振興のための条例制定

周東 照二（公明クラブ）

質問 市民文化会館事業や大川美術館、新能、野球資料館など諸事業の位置づけを明確にし、市民協働で文化の香り高い桐生の実現をめざす条例の制定が必要と考えるが、市長の見解は。

答弁 現在、市制九十周年事業の一環として郷土資料展示施設等検討委員会を設置し、芸術文化、スポーツ文化、歴史文化、産業文化の四部会で郷土資料の展示方法や施設などの検討を

（市民文化会館）



進めている。平成二十三年度末を目標に制定される県条例との整合性や桐生らしい独自性を踏まえ、引き続き前向きに検討したい。

教 育

井田 泰彦(クラブ2)

質問 家庭教育への支援はどのように行っているか。(生徒の通学)



回答 各学校では、保護者が子育てや家庭教育について相談できるよう、保護者懇談や面談など具体的な体制整備に努めている。

質問 子供を守り育てるための道徳教育については。

回答 各学校では、道徳性の育成を目指して指導している。特に思いやり、正義感、連帯感、模範意識は共同生活を営む上で必要な道徳心と考えているが、家庭や地域社会との連携が不可欠であるため、情報交換や調査などにより道徳教育の充実に努めていきたい。

企業誘致

相沢 崇文(クラブ2)

質問 企業誘致のこれまでの経過はどうだったか。

回答 旧新里村は、平成十五年まで板橋上赤坂工業団地の用地取得を行い、合併前の平成十六年に精算を行った。当初進出予定だった企業は断念したが、現在、同団地では金額ベースで総販売額の約八十七パーセントの売却ができ、残り区画の売却により、約八十四万円の収益が見込まれる。

質問 今後の取り組みは。



回答 新里町の武井工業団地周辺西地区工業適地について、早期に事業化できるように、県企業局に協議をお願いしている。(板橋上赤坂工業団地)

おりひめバス

笹井 重俊(日本共産党)

質問 新型ノンステップバスについて市民の反応は。(ノンステップバス)



回答 市民から乗り降りが楽になったなど、好意的な意見を聞いている。

質問 バス運行事業検討委員会で、今後路線の見直しなど検討するとき、同委員会に公募の市民を参加させる予定はあるか。

回答 同委員会の委員は、利用者の代弁者として様々な意見の集約を目的に各区长や各種団体の代表など十七人で構成されているが、公募の市民を加えることについて検討していきたい。今後、効率的で利便性の高い運行体系など研究したい。

地デジ難視聴対策

園田 恵三(桐新クラブ)

質問 川内町一・二丁目には、テレビの映りの悪い地区があったが、地デジ移行で難視聴は解消されるか。

回答 一丁目については、現在国や県などに共聴施設設置の補助金手続き中であり、交付決定後工事を行う。二丁目については、新たな共聴組合の設置が必要であることから、早急に地元説明会を開催する予定である。

質問 難視聴が解消されなかった場合の対策は。



(共聴アンテナ)

回答 移行期間に間に合わない場合は、暫定的に国が衛星放送対策を行い、必要な設備は国の負担で行う予定と聞いている。

動物園内の鳥飼育舎

田島 忠一(新政会)

質問 桐生が岡動物園内の鳥飼育舎は二か所に分かれているが、理由は何か。

回答 鳥飼育舎が二か所ある理由について記録は残っていないが、閉園後も展示可能なものは見せたいということの中で現在の配置になったと聞いている。



(動物園鳥飼育舎)

質問 女神像広場南側の鳥飼育舎は、他の動物育舎と離れているが、案内はどうなっているのか。

回答 同鳥飼育舎は、パ

ンフレットや園内に三か所設置してある全体案内図に明記している。今後、さらに分かりやすい看板を設置するなど検討していきたい。

不法投棄

中田 米蔵(日本共産党)

質問 菱町二丁目桐陽台団地付近山林の土砂埋め立

(桐陽台の市道)



て問題はどうか。この問題は、平成十七年ころから同山林に土砂の埋め立てが行われ、二十一年秋から大型ダンプによる土砂搬入が増え、住民からの苦情が増加した。このため、二十二年十月二十日、行為者に対して市道の通行禁止を警告し、十一月四日、土砂の搬入及び投棄の禁止の措置命令を送付し、幅約一・六メートル以上の車両通行を制限する柵と監視カメラを設置した。現在、搬入は確認されていないが、今後も粘り強く対応したい。

今後、粘り強く対応したい。

最終処分場

佐藤 幸雄（新政会）

質問 「新里地区産業廃棄物安定型モデル最終処分場」の跡地利用を協議するため、跡地利用策定委員会が平成二十一年十月十五日に設置された。県としての跡地利用の方針は、地元利用に関して無償貸与すると聞いているが、県および市は、跡地利用についてどのように考えているのか。

答弁 県から、現時点では白紙の状態であるが、跡地利用策定委員会の今後の



（最終処分場）

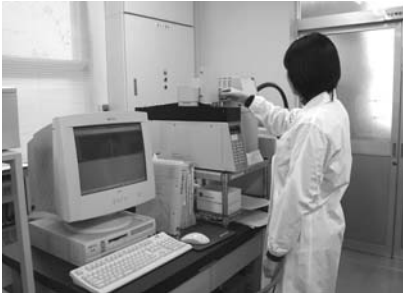
協議を踏まえ、地域住民の意見を最大限尊重し、有意義な活用ができるよう検討していくと伺っており、市としても同様に考えている。

大間々カントリー倶楽部

星野 定利（無会派）

質問 大間々カントリー倶楽部は、当初無農薬をう

（水質センター）



たっていたが、「農薬使用履歴書」が市に提出され、市は、国の指針より十倍厳しい基準を課す内容で試験的に三年間の使用を許可した。桐生市は渡良瀬川の表流水を水道水源に使用しており、農薬使用はイメージを悪くするため、三年後には無農薬に戻す考えはあるか。

答弁 農薬使用期限である平成二十四年度末以降の農薬使用については、三年間の農薬使用実績や管理状況を評価するとともに、議会の意見を聞いた上で同倶楽部と協議したい。

食育の基本「楽しく食べる」

石井 秀子（新政会）

質問 いじめの場として取り上げられた、給食時間

（共同調理場）



の状況と考え方は。

答弁 各小・中学校で実施した調査では、八十九・

二パーセントの学級が日常の生活班で給食を食べている。子供一人一人が明るく楽しい学校生活を送れるよう、給食主任会で情報交換をするなど、給食指導の充実を図っていきたい。

質問 新学習指導要領の総則に示されている食育推進、その核となる栄養教諭の増員の考えは。

答弁 県教育委員会では増員の方向にあり、市としても要求していきたい。

道の駅

瀬谷 幸雄（新政会）

質問 市場敷地内に「道の駅」を設置する考えは。

答弁 市場民営化協議の段階から市場協力会や管理運営会社から構想が示され、市の民営化検討委員会でもその方向性に賛意を示してきた。その後、管理運営会社では、今年の六月に道の駅併設構想・計画調査業務をコンサルタント業者に委託し、計画の実現に向けて動きだしたと聞いている。市としても、管理運営会社



（市場）

の意向を十分に踏まえ「道の駅」に限定することなく地域活性化につながる施設ができるよう積極的に支援していきたいと考えている。

予算編成過程の公開

寺口 正宣（公明クラブ）

質問 進ちよくにあわせて公開する考えはあるか。

答弁 予算編成では、各担当部局が市民の皆様の意見や桐生市が当面する課題を捉え計画した事業に対して、その事業の緊急性、費用対効果および全体的なバランスを調整し、国や県の政策との整合を図り、各種交付金などの活用を考慮して事業採択を行っている。公開する意義は十分に認識しているが、財源計画に伴



（市役所）

わず成案に至らない内容を公開することは、市民や利害関係者に誤解を招く恐れがあり、現状での公開は難しいと考えている。

お知らせ

◆次回定例会の開催予定は

2月23日(水)です。

市議会だよりは、紙面の都合で発言の一部（要旨）を掲載しています。詳しくは、図書館で会議録をご覧ください。

平成22年第4回定例会の会議録は、3月上旬からご覧になれます。なお、会議録は桐生市ホームページからでもご覧いただけます。

主な議案

○財産処分（旧桐生市立南幼稚園）について

可決



（旧南幼稚園）

概要

旧桐生市立南幼稚園を二億三千万円で学校法人に売却しようとするもの。

- 1 売却する財産
- (1) 土地
 - ・ 所在 桐生市新宿一丁目 四百十五番七
 - ・ 地目 宅地
 - ・ 面積 三千三百・四三平方メートル
- (2) 建物（附属する設備を含む）
 - ・ 所在 桐生市新宿一丁目 四番五十四号
 - ・ 構造 鉄筋コンクリート造二階建

・ 面積 八百三・二四平方メートル
○財産処分（板橋上赤坂工業団地）について

可決

概要

板橋上赤坂工業団地の一部を工場用地として六千六百三十八万円で民間企業に売却しようとするもの。

- 1 売却する土地
- ・ 所在 桐生市新里町板橋 字上赤坂九百七十九番二百五十
- ・ 地目 宅地
- ・ 面積 一万四千六百二十八・八三平方メートル

講演会を開催します

市議会水質調査特別委員会では、桐生市市制施行90周年・水道創設80周年記念行事として、次のとおり講演会を開催します。申し込みは要りません。直接、会場へお越しください。詳しくは議会事務局（市役所内線812）へ。

- 期日 2月4日(金)
- 時間 午後2時～3時30分
- 会場 市役所「正庁」(2階)
- 演題 「渡良瀬川と足尾鉍毒を語る」
- 講師 渡良瀬川鉍毒根絶太田期成同盟会
会長 板橋明治氏

人事案件

市議会は、次の人事案件六件に同意または異議ない旨回答することに決定しました。

固定資産評価審査委員会委員

谷信良氏
(再任)

請願の審査結果

◎不採択となった請願

請願番号	請願名	付託委員会
請願第41号	住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願	建設委員会
請願第43号	「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願	総務委員会
請願第47号	「米軍への思いやり予算を見直すことを求める意見書」の採択を求める請願	
請願第49号	昭和小学校の存続を求める請願	教育民生委員会
請願第50号	保育所における給食調理の外部搬入を行わないことを求める請願	
請願第51号	全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める請願	
請願第52号	国民健康保険の広域化に反対する請願	

◎閉会中の継続審査となった請願

請願番号	請願名	付託委員会
請願第36号	現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める請願	教育民生委員会
請願第48号	T P P参加に反対する請願	産業経済委員会
請願第53号	国に対して、現行保育制度の堅持と拡充を求める意見書提出を求める請願	教育民生委員会

桐生市子ども議会 開催されました

平成二十二年十月三十日（土）に市議会本会議場で、「第十回桐生市子ども議会」が開催されました。

（子ども議会）

市内の各小学校から選ばれた十七人の児童から「わたしの夢見る桐生に対する自分の夢、願い、希望すること」を提案し、市政につ



- 人権擁護委員
- 押見新一郎氏 (再任)
 - 田島昭子氏 (再任)
 - 本田光雄氏 (再任)
 - 窪寺藤枝氏 (再任)
 - 小川公子氏 (新任)

決

議

この定例会では、振り込め詐欺を撲滅して、市民生活の安全が守られるよう、次のとおり決議案が議員より提出され、全員賛成で可決しました。

振り込め詐欺を撲滅し市民生活の安全を守る決議

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、市民共通の願いです。

全国的には、女性・子供が被害となる犯罪の他、空き巣や忍び込みなどの侵入犯罪及び自転車盗や器物損壊などの街頭犯罪が依然として多発するなど、安全な社会の実現には、なお多くの努力を必要としているのが実情です。

特に、近年は、匿名社会に身を潜めた犯行グループが、他人名義の携帯電話や預金口座を利用して、被害者に面接することなく、また、銀行員や警察官を騙り被害者と面接するなど、組織的に犯行を繰り返す振り込め詐欺の被害が、全国で広域的に連続して多発し、桐生市内においても未遂も含め被害が発生するなど市民生活を脅かす大きな社会問題となっております。

桐生市では、これら市民生活に身近な犯罪を予防するため、「桐生市安全安心まちづくり条例」を制定し、市、市民、行政区及び事業者などが協働で、自主防犯活動を積極的に展開しているところではありますが、新たな形態の犯罪であるため十分な被害防止対策が講じられていない現状にあります。

振り込め詐欺は、これまでオレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺の手口により敢行されてきましたが、犯行グループは、現代社会の利便性の盲点を突き、今後も多数の市民をターゲットに、犯行形態を変えつつ、ますます手口を巧妙化させてくることが懸念されます。

このような情勢を踏まえ、桐生市議会では、市民の生命、財産及び安全な暮らしを守る立場から、このことに危機感を深め、振り込め詐欺撲滅を宣言するとともに、すべての市民が振り込め詐欺の被害に遭わないための防止対策を積極的に推進するものであります。

以上、決議する。

平成 22 年 12 月 14 日

桐 生 市 議 会

意見書

この定例会では、次の意見書案を可決し、内閣総理大臣ほかに送付しました。

義務教育費国庫負担制度の堅持と 国負担割合 2 分の 1 復元を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の機会均等と水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで我が国の義務教育の水準向上に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、平成18年に義務教育費国庫負担金の負担率が3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、地方自治体において教育予算の確保が困難となっており、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼしている。

さらには、多くの地方自治体で財政が厳しくなる中、少人数教育の実施、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がってきている。

自治体の財政力の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るためには、一人ひとりの子どもたちにきめ細かな教育とよりよい教育環境を保障するための教育予算の一層の拡充が必要である。

よって、桐生市議会は、政府、衆参両院議長に対し、義務教育費国庫負担制度の維持と国負担割合 2 分の 1 復元に向け、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を 2 分の 1 に復元すること

提出先 ○衆議院議長 ○参議院議長 ○内閣総理大臣
○財務大臣 ○文部科学大臣 ○地域主権推進担当大臣

桐生市議会議員 政治倫理条例

(市議会本会議場)

本定例会において、議員の政治倫理の確立を図ることを目的として可決しました「桐生市議会議員政治倫理条例」につきまして概要をお知らせいたします。

桐生市議会議員政治倫理条例の概要

条例制定の目的

市政が市民の厳粛な信託によるものであることにもとづき、その受託者である市議会議員が、市民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、市議会議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与できるようにする。

議員の責務

この条例の目的を達成するために市議会議員が果たすべき基本的な責務を次のように定める。

- ・市民全体の代表者としての権限と責任を深く自覚し、法令及び条例を遵守するとともに、市民の信頼に値する高い倫理性を保つ。
- ・政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときには、自らの責任において事実関係を明らかにする。

市民の責務

この条例の目的を達成するために市民が果たすべき基本的な責務を次のように定める。

- ・自らが市政の主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行わない。

政治倫理基準

市議会議員が守らなければならない政治倫理基準として、次のようなことを定める。

- ・市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。
- ・地位を利用していかなる金品も授受しない。
- ・市が行う許可、認可等の行政処分や補助金等の交付の決定などに関して、特定の企業、団体等のために有利となるような働きかけをしない。
- ・市や市が出資している法人などが行うあらゆる契約に関して、特定の業者のために有利となるような働きかけをしない。
- ・市などの職員の採用、昇任、異動等の人事に関して、推薦、紹介等の働きかけをしない。
- ・市などの職員の公正な職務の執行を妨げ、または、その権限を不正行使するように嫌がらせ、恫喝、強要その他の働きかけをしない。
- ・公人としての発言や情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の情報発信によって他の人の名誉を傷つけない。
- ・市から補助金等の交付を受ける法人その他の団体の代表になっている場合、その代表を辞退するよう努める。

請負契約等の辞退に関する規定

議員が役員をし、若しくは実質的に経営にたずさわっている企業又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が経営している企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないため、市などとのあらゆる契約を辞退するよう努めなければならないこととする。

審査の請求

次にあげる人は、議員が政治倫理基準や請負契約等の辞退に関する規定に違反している疑いがあると認められるとき、議長に対して事実関係の審査を請求できることとする。

- ・選挙権を持っている市民（有権者総数の100分の1以上の連署）
- ・市議会議員（議員定数の4分の1以上の連署）

政治倫理審査会

市民や議員から政治倫理基準違反等の疑いについての審査の請求があったとき、議長は政治倫理審査会を設置して、事実関係の調査を委ねることとする。